

平成二十七年六月定例教育委員会会議録

鳴門市教育委員会 六月定例教育委員会は六月五日招集告示

六月十二日十八時 市分庁舎教育委員会会議室で開会 同日十九時三分閉会した

一、出席委員 寺田委員長 異職務代理者 加藤委員 小松委員 近藤委員

一、欠席委員 なし

一、出席者

事務局職員 天満教育総務課長

その他職員 竹下学校教育課長 三栖生涯学習人権課長 中山教育支援室長

小野木体育振興室長

一、傍聴者 一名

一、会議は 委員長が議事を進行した

一、議事の内容は次のとおりである

一、議案第三十六号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理等に関する規則について

一、議案第三十七号 鳴門市教育標準時間認定子どもに係る特定教育・保育施設の利用者負担額に関する規則について

一、議案第三十八号 鳴門市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について

一、議案第三十九号 鳴門市教育振興計画審議会委員の委嘱について

一、議案第四十号 鳴門市青少年センター運営協議会委員の委嘱について

一、議案第四十一号 鳴門市公民館長の任命について

一、議案第四十二号 鳴門市教育委員会委員の辞職について

一、委員長は 十八時 六月定例教育委員会の開会を宣した

一、委員長は会議録の朗読を事務局に求めた

天満教育総務課長は 五月定例教育委員会の会議録を朗読した

一、委員長は会議録の承認について諮り 全委員異議なく承認した

一、委員長は 議案第三十六号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理等に関する規則について 事務局に説明を求めた

本件について 天満教育総務課長は 地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたことに伴い 教育委員会が所管する規則の整理等が必要となったことから 対象となる十一規則の改正内容について 説明した

加藤委員は 事務局組織に関する規則の改正に関して あらかじめ指名を受けた委員が 教育長の代理となる制度の運用について 質問した

天満教育総務課長は 現行では 教育長が欠けた場合 教育次長が代理となる旨を定めていたが 法改正により あらかじめ指名された教育委員が 教育長職務代理者となるため 職務代理者から教育次長に 改めて事務を委任するという運用が 想定されていると 説明した

一、委員長は 議案第三十六号について諮り 協議の結果 全委員異議なく承認した

一、委員長は 議案第三十七号 鳴門市教育標準時間認定子どもに係る特定教育・保育施設の利用者負担額に関する規則について 事務局に説明を求めた

本件について 竹下学校教育課長は 平成二十七年度から子ども・子育て支援 新制度が開  
始されることにより 幼稚園などの教育施設の保育に係る利用者負担額 減免規定等を定める  
ため 本規則を制定する必要がある旨 説明した

一、委員長は 議案第三十七号について諮り 協議の結果 全委員異議なく承認した

一、委員長は 議案第三十八号 鳴門市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について 事務局  
に説明を求めた

本件について 竹下学校教育課長は 平成二十七年度から子ども・子育て支援 新制度の開  
始に伴い制定した 鳴門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を  
定める条例 との整合性を図るため 本規則の改正が必要である旨 説明した

一、委員長は 議案第三十八号について諮り 協議の結果 全委員異議なく承認した

一、委員長は 議案第三十九号 鳴門市教育振興計画審議会委員の委嘱について 事務局に説明を求めた

本件について 竹下学校教育課長は 本審議会は 平成二十八年度を初年度とする 新たな教育振興計画の策定に必要な事項を審議するため設置された審議会であり 委員3名が役員改選により交替したため 後任の委員を委嘱したい旨 説明した

一、委員長は 議案第三十九号について諮り 協議の結果 全委員異議なく承認した

一、委員長は 議案第四十号 鳴門市青少年センター運営協議会委員の委嘱について 事務局に説明を求めた

本件について 中山教育支援室長は 鳴門市青少年センター設置条例に基づき設置する 本協議会の委員について 定期人事異動により三名が 役員改選により一名が交替したため 後任の委員を委嘱したい旨 説明した

一、委員長は 議案第四十号について諮り 協議の結果 全委員異議なく承認した

一、委員長は 議案第四十一号 鳴門市公民館長の任命について 事務局に説明を求めた

本件について 三栖生涯学習人権課長は 斎田公民館長が平成二十七年六月三十日に辞職するため 鳴門市公民館条例第四条に基づき 斎田公民館運営協議会委員長から推薦のあった者を 後任として委嘱したい旨 説明した

一、委員長は 議案第四十一号について諮り 協議の結果 全委員異議なく承認した

一、委員長は 議案第四十二号 鳴門市教育委員会委員の辞職については 近藤教育長が提出した 辞職願の同意について 審議するものである旨を説明し 近藤教育長に 説明を求めた

近藤教育長は 一身上の都合により 六月三十日をもって辞職したいので 承認いただきました

いと 説明した

一 委員長は 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条第六項の規定により 教育委員会の教育長及び委員は 自己に関する事件の議事に参加することができない ことから、近藤教育長の退席を指示した。

一、委員長は 議案第四十二号 鳴門市教育委員会委員の辞職について 事務局に説明を求めた

本件について 天満教育総務課長は 近藤教育長から平成二十七年六月一日付で六月三十日をもって辞職したいとの願いが提出され 鳴門市長からは六月二日付けで同意する旨の回答がなされていること 本件が承認され 近藤教育長が辞職すると 新制度による 教育長が任命され 教育委員会制度も 新制度に移行することを 説明した

寺田委員長は 教育長を辞任して 教育委員としては 留任しないのか と質問した

天満教育総務課長は 教育委員の辞職願が提出されていると 説明した

寺田委員長は 新教育委員会制度への移行に伴い 委員長の辞任について 質問した

天満教育総務課長は 新制度に移行することによって 自動的に教育委員長の役職は無くなる  
が 教育委員の職は継続されること 委員長を辞任いただく必要はない旨 説明した

一、委員長は 議案第四十二号について諮り 協議の結果 全委員異議なく承認した

一、委員長は 近藤教育長の 退席を解除した

一、委員長は 協議事項の説明を事務局に求めた

天満教育総務課長は 協議事項のないことを報告した

一、委員長は 報告事項の説明を事務局に求めた

天満教育総務課長は 報告事項のないことを報告した

一、委員長は 十九時三分 閉会を宣した

一、その他の事項は次のとおりである

一、委員長は 七月定例教育委員会の日程については後日調整の上 連絡することを確認した

一、天満教育総務課長は 六月九日に第一中学校の 学校給食で発生した食中毒について 徳島保健所から本日付けで 業務停止の処分を受けたことについて 説明した

一、小野木体育振興室長は 平成二十七年五月二十七日に開催した チャレンジデーの勝利報告と 教育委員の協力について お礼を述べた